

受付 番号	種 目 番 号	連 絡 先	委託担当 こども青少年局放課後児童育成課      担当 前川 電話 045-671-4068
----------	------------------	-------------	---

## 設 計 書

- 1 委 託 名      令和4年度放課後児童育成事業人材育成研修委託
  
- 2 履 行 場 所      市内の公会堂または民間の貸会議室等
  
- 3 履行期間  
 又は期限       期間      令和4年4月1日から令和5年3月31日まで  
                   期限      平成      年      月      日 まで
  
- 4 契約区分       確定契約       概算契約
  
- 5 その他特約事項      なし
  
- 6 現 場 説 明       不要  
                   要      (      月      日      時      分      場所      )
  
- 7 委 託 概 要  
                  別添「仕様書」のとおり

8 部 分 払

す る (4回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
第1四半期業務	4～6月	1	式		
第2四半期業務	7～9月	1	式		
第3四半期業務	10～12月	1	式		
第4四半期業務	1～3月	1	式		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む。

委 託 代 金 額	¥ _____
内 訳 業 務 価 格	¥ _____
消費税及び地方消費税相当額	¥ _____



# 仕 様 書

## 1 委託業務名

令和4年度放課後児童育成事業人材育成研修委託

## 2 趣旨・目的

本事業は、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第19号）に基づき、本市放課後児童健全育成事業（放課後キッズクラブ・放課後児童クラブ・届出のみ事業所）及び特別支援学校はまっ子ふれあいスクールで働く職員に対して、児童の安全で豊かな放課後等の居場所を確保するために必要な知識や技能等を習得する研修を実施し、その資質の向上を図ることを目的とする。

## 3 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 4 研修対象者

以下の4つの事業所に従事する職員（運営主体の職員含む）を対象とする。ただし、「令和4年度放課後児童育成事業人材育成研修講座一覧」（以下、「講座一覧」という。）において、事業所を限定している場合は当該事業所の職員のみを対象とする。

- (1) 放課後キッズクラブ
- (2) 放課後児童クラブ
- (3) 特別支援学校はまっ子ふれあいスクール
- (4) 届出のみ事業所

### 【参考】令和4年度の事業所数（見込）

(1) 放課後キッズクラブ	(2) 放課後児童クラブ	(3) 特別支援学校 はまっ子ふれあいスクール	(4) 届出のみの事業 所
338 か所	224 か所	5 か所	20 か所

## 5 研修実施時期等

各講座の実施時期については「講座一覧」のとおりとし、4回に分けて実施する。

研修開催回	研修開催時期
1	6・7月開催分
2	9・10月開催分
3	11・12月開催分
4	1・2月開催分

ただし、7月20日頃から9月10日頃までの間は、各事業所において繁忙期であるため、研修を開催しないこと。また、木曜日の開催は可能な限り避けること。

## 6 履行場所

市内の公会堂または民間の貸会議室等

- (1) 放課後児童育成事業の実施場所は市域全体に広がるため、原則として市内各方面からのアクセスがよい会場を確保すること。ただし、同一研修を複数回開催する場合は、方面別に会場を確保することを妨げない。
- (2) 「講座一覧」に定められた定員の下限が収容できる会場を確保し、定員の上限数が収容できる会場を確保するよう努めること。  
なお、受託者で調整を図った会場が満室状態であることが明らかであり、予定していた会場が確保できず、事業の遂行に支障が生じる状況である場合等は、委託者と協議すること。
- (3) 使用料がかかる会場については、各会場の規定に従って支払いを行うこと。
- (4) 「防災（風水害対策講話・地震対策講話）」は、横浜市民防災センターで実施すること。
- (5) オンライン研修（ライブ形式）は講師と調整し、電波の環境が良い場所で実施すること。

## 7 委託業務内容

以下の業務を行うため、複数名の担当者をおくこと。また、専任、兼任は問わないが委託者及び研修講師との連絡調整窓口として1名の総括担当者を置き、「講座一覧」に定められた研修の実施に際し、年間を通じて全体の進捗管理、研修のコーディネート及び研修実施に伴う受講者管理やアンケート集約等の事務を行う。

なお、講座一覧の現場職員向け講座のうち講義形式のものを中心に、8講座はオンライン（ライブ形式）、2講座はオンライン（オンデマンド形式）により実施し、講座は委託者と協議の上、決定することとする。また、運営主体向け講座はオンライン（オンデマンド形式）とする。

### (1) 研修講師の確保等

ア 「講座一覧」に定められた講座内容及び講師の条件に基づき、各講座の講師を確保すること。適当な講師が選定できないときは、委託者と協議すること。

ただし、「講座一覧」において講師が指定されている講座については、その指示に従うこと。

イ 各講座の講師を選出し、各講師への依頼文を送付すること。

ウ 依頼する講師は、放課後児童育成事業の概要や、現場の課題等を理解していることが望ましいが、そうでない場合は、事前に十分な事業説明を行うこと。

エ 講師が放課後児童育成事業の理解を深めるために、現場視察を求めるときには、委託者と相談の上でその調整を行うこと。

オ 講師に対して、研修の趣旨及び依頼する講座の内容・対象者を事前に説明し、研修当日の進行、会場レイアウト、使用する資料・機材等に係る打ち合わせを行うこと。

カ グループワークについては、講師と事前に十分打合せを行い、事前に受講予定者にアンケートを行う等、必要な準備を行うこと。

### (2) 研修会場及び機材の手配

各講座を担当する講師の都合を確認した上で、「講座一覧」に定められた定員に基づき、研修会場及び当日使用する機材を手配すること。会場確保にあたっての条件等については「6 履行場所」を参照すること。

### (3) 研修受講者の受入準備

- ア 「講座一覧」を参考に研修の年間予定を作成し、事業所に対して、令和4年4月中に送付すること。
- イ 各講座の開催通知を、通知の中で開催が一番早い講座の4週間前までに送付すること。開催通知の内容については、事前に委託者に送付し、内容の確認を行うこと。  
各事業所への周知は委託者を通じてメールで行うが、一部の放課後児童クラブと届出のみ事業所については郵送とする。  
※郵送する際は、横浜市の封筒を使用すること。  
事業所の連絡先および封筒の交付時期については、委託者と別途協議すること。
- ウ 年度の途中で事業所数が増減した場合は、通知の送付について委託者と協議すること。
- エ 研修の開催通知は概ね4回（5月・7月・10月・12月）行うこと。
- オ グループ分けを要する講座については、講師と分け方を協議の上、グループ名簿を作成すること。
- カ オンライン研修（ライブ形式）は事前に受講者に当日のURLを送付すること。また、受講者の希望に応じて接続の確認をする等、スムーズな研修になるよう努めること。
- キ オンライン研修（オンデマンド形式）については事前の申込は必要なく、委託者の電子申請システムを用いてレポートの提出を行う。受託者は委託者から提供された参加者名簿をもとに後述の（8）にあるとおり、キャリアアップ研修受講者一覧の作成を行うこと。

#### （4）受講者の決定

受講者の募集から決定までの流れは以下のとおりとする。

- ア 各講座の実施にあたっての講師・日時・会場等を開催通知の送付に間に合うように決定し、委託者に対して開催通知案を送付する。
- イ 委託者が開催通知の確認を行う。
- ウ 委託者と調整後、開催通知を各事業所に送付するとともに研修開催回ごとに受講者の募集を行う。（「7（3）参照」）なお、募集の締め切りについては研修開催回のうちの初回講座の2週間前までとする。
- エ 申込状況を確認し、定員を超える申込があった場合は、現場に従事する職員を優先することとし、受講できない申込者に対して研修開催日の1週間前までに電話または電子メールにより申込者に連絡すること。また、その旨を開催通知に記載すること。（個人情報を含む情報を送付する場合は、「9 個人情報の取扱」を参照）
- オ 受講者募集締め切り後の受講希望者の調整や申込後のキャンセルについても、受託者が受付を行うこと。
- カ 申込者が少ないなど、定員に対して余裕がある場合は、追加募集について委託者と協議すること。また、追加募集を行う場合も、受託者が受付を行うこと。

#### （5）研修当日の進行管理

- ア 会場設営、講師対応（使用機材の操作、飲み物の手配等）、受講者対応（受付、資料配付、当日のキャンセル対応等）、司会進行、質疑応答及びグループ発表の記録、会場片づけ等を行うこと。
- イ 研修当日に出欠確認票を提出させる等の方法により、当日の受講者の確認を行うこと。
- ウ グループ分けを要する講座について、当日欠席者が多い場合等は、適宜人数調整を行い、

円滑に議論が行えるよう配慮すること。

エ 各講座の終了後に受講者へアンケートを実施すること。なお、アンケートの様式や内容について事前に委託者と協議すること。

オ 「障害への理解【基礎編】」及び「障害への理解【応用編】」については、受講証明書を作成し、受講者全員に当日配布すること。なお、受講証明書の様式については事前に委託者へ確認すること。

カ オンライン研修（ライブ形式）については、事前にスムーズな進行ができるよう講師や受講者と調整すること。また、キャリアアップ研修として受講している受講者は画面に自身を映してもらいようにし、受託者は受講者が研修を通して受講していたことを確認すること。なお、キャリアアップ研修として受講していない受講者についてもできる限り画面をオフにしないよう促すこと。

#### (6) 研修資料等の準備・作成

講座ごとに以下の資料を準備・作成する。また、期限までにこれらを委託者に提出すること。

ア 講義資料及び配布資料

イ アンケート集計結果

##### 【提出期限】

研修開催回	研修開催時期	資料提出期限
1	6・7月開催分	8月末
2	9・10月開催分	11月末
3	11・12月開催分	1月末
4	1・2月開催分	3月末

#### (7) オンライン研修（オンデマンド形式）について

ア 制作する動画の方針、内容は委託者と協議し決定するものとし、委託者が意見を提示した場合はその内容を踏まえて制作すること。

イ 映像作成にあたって、演出、編集、BGM、ナレーション、イラスト、フリップ、テロップ等により映像を作成すること。

ウ 動画には可能な限り字幕を入れる等、聴覚障害者に配慮すること。

エ 動画制作にあたり、校正回数を2回以上設けること。なお、動画制作前の段階（レジュメやコンテ等）で委託者と内容について確認すること。

オ 動画はそれぞれの配信月の前月最終営業日までに MP-4 形式のデータにて委託者に納品すること。委託者は納品された動画を委託者が所有する Youtube チャンネルに動画を掲載する。

カ 上記を踏まえ、著作権等の各種権利及び法律に留意すること。

#### (8) その他事務

受講者名簿の管理等、研修受講者の受講履歴の記録をすること。また、本研修における全ての講座は、放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助実施細目5条第2項に規定するキャリアアップ研修の位置づけであることから、各講座の実施後にキャリアアップ研修受講者一覧の作成し、送付する。なお、受講者名簿の管理にあたっては、「9(2)」にあるとおり、ダブルチェック等をして間違いのないよう作成すること。

- ア 申込時に、キャリアアップ研修としての受講かどうか確認できるように受付を行う。
- イ 研修実施後に、申込者一覧のうちのキャリアアップ研修として申し込んでいる受講者と当日受講者一覧を突合し、いずれにおいても氏名が確認できる者をキャリアアップ研修対象者として、キャリアアップ研修受講者一覧を作成する。

なお、委託者が別途実施する講座の受講者についても、キャリアアップ研修受講者一覧に加えることとする。

- ウ キャリアアップ研修受講者一覧を事業所ごとに分け、各事業所に郵送する。

**【一覧の作成及び送付時期】**

研修開催回	研修開催時期	キャリアアップ研修受講者一覧郵送時期 (受託者→事業所)
1	6・7月開催分	9月
2	9・10月開催分	12月
3	11・12月開催分	3月
4	1・2月開催分	

**【参考】キャリアアップ講座について**

「講座一覧」において「<キャリアアップ講座>」と記載がある講座については、放課後児童クラブ及び放課後キッズクラブの職員のうち放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助を受ける予定の支援員Ⅱ、Ⅲおよび補助員Ⅱに該当する方のみを対象とする。

**(9) 日本赤十字社講座の実費負担について**

日本赤十字社に講師派遣の依頼をする「心肺蘇生法」、「応急処置法」については、当日使用する物品につき以下の実費負担が発生するので、留意すること。

**ア 心肺蘇生法**

- (ア) 人工呼吸用フェイスシールド (36枚入り) 2,000円×必要数
- (イ) 訓練人形用成人肺 630円×必要数 (4人で1つ)
- (ウ) 消毒綿 180円 (60枚入り) ×必要数

**イ 応急処置法**

250円×受講人数分

**8 成果物**

- (1) 2回 (1～2回開催分、3回～4回開催分) に分けて研修の進捗及び実績について報告を行う。1回目は2回開催分の最後の講座から3週間以内に、2回目は3月末までに報告書等を作成し、委託者に1部を提出すること。なお、運営主体向け講座については1回目の報告とする。

- (2) 報告書の内容は以下の内容を含むこととする。

**ア 報告書本文**

講座内容及びアンケート結果の分析をふまえた研修全体の評価、翌年度に向けた改善提案を含むこと。

**イ 報告書別紙**



各講座の受講状況、受講者名簿（人数含む）、当日進行表、質疑応答・グループ発表の記録、及びアンケート結果のまとめを含むこと。

なお、受講状況、受講者名簿については、講座全体を集約したものを作成し、エクセルデータも併せて提出すること。受講者名簿には、区名、事業名（児童クラブ・キッズクラブ・特支はまっ子・届出）事業所名、クラブ名、受講者氏名、受講講座名、キャリアアップ研修対象の有無を含むこと。

## 9 個人情報取扱

- (1) 本事業によって知り得た個人情報については、関係法令等の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないようにすること。
- (2) 個人情報を含む電子媒体のデータをメールで委託者に送付する際には、パスワードの設定等取扱いには万全を期すこと。また、個人情報が記載されたものを郵送する際も、簡易書留郵便又は書留郵便等により、委託者に配達されたことが記録される方法によること。  
なお、個人情報を含む情報を送付する場合には読み合わせによるダブルチェックを徹底するとともに、誤りのないようチェックリストを用いての相互での確認を行うこと。
- (3) その他、個人情報の取り扱いについては別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

## 10 著作権等の取扱

- (1) 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む）は、全て委託者に帰属するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作権（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- (3) 本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責任に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

## 11 業務遂行上の注意事項

- (1) 業務の実施に際しては、委託者の指示に従うこと。
- (2) 講師の選定・依頼及び講師謝金及び交通費の支払い、会場の契約及び会場費の支払い、研修動画の作成、その他研修の運営に関することは全て受託者が行うものとし、それらに要する一切の経費は委託料に含む。
- (3) 業務遂行にあたり、疑義等が生じた場合は、委託者と十分協議すること。

## 12 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項については、横浜市が定める委託契約約款に従う。
- (2) 業務の遂行に先立ち、横浜市と十分に事前協議を行い、実効的なスケジュールを作成した上で作業を開始する。
- (3) 台風等の自然災害等により受講者の安全が確保できないと委託者が判断した場合は、研修を

延期すること。延期した場合は、速やかに研修申込者（または運営主体）へ連絡するとともに、研修申込者（または運営主体）からの問合せに対応すること。また、延期後の日程について案内すること。なお、延期の判断基準は委託者と協議して決定すること。

- (4) 緊急事態宣言等によって講座の実施が困難な場合は、講座の内容や実施方法を検討すること。その上でもなお実施が困難な場合は、委託者と協議し、延期または中止とする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、手洗いや消毒用アルコールの使用受付時の検温、マスク着用の徹底、受講者同士の距離を十分に保つ等の対策を講じること。
- (6) 本契約にかかる成果物は、本市に帰属する。委託業務の成果物を、他の用途のために複製したり、第三者へ提供したりすることは禁止する。
- (7) 受託者が、委託業務の履行に伴い、知り得た情報または知識を第三者に漏洩することは禁止する。
- (8) この仕様書に明記されていない事項、又は業務上疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。

令和4年度放課後児童育成事業人材育成研修 講座一覧

講座名	時期(目安)	定員(人)	時間	講師の条件	形式	内容・備考
<b>現場職員向け講座</b>						
1 放課後児童健全育成事業及び子どもの理解						
こどもの人権	6～7月	130～200	2.0	小学校関係者(教職員、学校カウンセラー等)で、学齢期の児童のいじめに関して知識・経験を有する人材	講義	こどもの権利・人権尊重 こどもが考えている相手の価値観 こどもの人権に配慮した支援員としての役割
<キャリアアップ講座> こどもの人権【応用編】	11～12月	130～200	2.0	小学校関係者(教職員、学校カウンセラー等)で、学齢期の児童のいじめに関して知識・経験を有する人材	講義・グループワーク	いじめや虐待を見つけた時の対応 保護者との関わり 子どもへの声かけ事例共有
児童虐待の防止と対応	9～12月 (期間内に2回実施)	各回 130～200	2.0 2.0	小学校関係者(児童相談所職員等)で、学齢期の児童の虐待に関して知識・経験を有する人材	講義	児童虐待に関する法の理解 児童虐待を把握した際の対応
子どもの発達理解【基礎編】	6～7月 11～12月	各回 130～200	2.0 2.0	学齢期の児童の発達心理に関する専門家	講義	幼児期から思春期までの定型発達とそれに応じた援助 発達段階から見える各年齢ごとの課題 思春期の児童の発達心理 性的問題への対応方法(第二次性徴期・成長期の特徴)
<キャリアアップ講座> 子どもの発達理解【応用編】	6～7月 11～12月	各回30～60	2.0 2.0	学齢期の児童の発達心理に関する専門家	講義・グループワーク	思春期を迎える児童への対応方法 各事業での事例を基に受講者同士での事例検討・考え方の共有
児童健全育成論	委託者が別途実施します。(受託者は周知及び使用書7(8)を行う。)					
2 事業所における子どもの育成支援						
子どもへの対応	6～7月	60～100	2.0	児童との関わりやコミュニケーション方法について知識・経験を有する人材	講義・グループワーク	叩くことや暴言がなぜよくないのか 怒らない子育て支援
<キャリアアップ講座> 子どもへの対応(個別)	9～10月 11～12月	各回30～60	2.0 2.0	児童との関わりやコミュニケーション方法について知識・経験を有する人材	講義・グループワーク	児童への寄り添い方、向き合い方 効果的な声掛け等の工夫 子どもへの個別対応の現状・課題の事例共有
<キャリアアップ講座> 子どもへの対応(集団)	9～10月 11～12月	各回30～60	2.0 2.0	児童との関わりやコミュニケーション方法について知識・経験を有する人材	講義・グループワーク	集団生活における児童たちとの関わり方 効果的な声掛け等の工夫 集団指導の現状・課題の事例共有
外国につながる児童の支援	1～2月	30～60	2.0	横浜市教育委員会指導主事で、外国につながる児童の支援について指導できる人材	講義・グループワーク	外国につながる児童との関わり方 課題の事例共有
遊びの技術(室外編)【講義】	6～7月 11～12月	各回 60～100	2.0 2.0	横浜市教育委員会指導主事で、公園や校庭、体育館における学齢期児童の集団遊びの技術を指導できる人材	講義	子どもの運動発達 比較的に広い場所・大人数での遊びの導入方法
<キャリアアップ講座> 遊びの技術(室外編)【実技】	11～12月	60～100	2.0	横浜市教育委員会指導主事で、公園や校庭、体育館における学齢期児童の集団遊びの技術を指導できる人材	講義・実技	比較的に広い場所・大人数での遊びの導入方法 各事業所での遊び方の共有 具体的な遊びの提案
遊びの技術(室内編)【講義】	9～10月 11～12月	各回 60～100	2.0 2.0	室内における学齢期児童の集団遊びの技術を指導できる人材	講義	子どもの運動発達 比較的に狭い場所・少人数での遊びの導入方法
<キャリアアップ講座> 遊びの技術(室内編)【実技】	11～12月	60～100	2.0	室内における学齢期児童の集団遊びの技術を指導できる人材	講義・実技	比較的に狭い場所・少人数での遊びの導入方法 各事業所での遊び方の共有 具体的な遊びの提案
表現活動(作品づくり)	1～2月	60～100	2.0	学齢期児童の工作・絵描きを通じた表現活動を指導できる人材	講義・実技	身近なもので作れるモノ 工作・絵描き等を通じて表現方法を学ぶ
表現活動 (こどもの社会的スキル)	1～2月	60～100	2.0	横浜市教育委員会指導主事で、横浜プログラムについて知識を有する人材	講義・実技	横浜プログラムの理解 横浜プログラムを実践・体感による社会的スキルの理解

令和4年度放課後児童育成事業人材育成研修 講座一覧

講座名	時期(目安)	定員(人)	時間	講師の条件	形式	内容・備考
<b>3 障害のある子どもの育成支援</b>						
障害への理解【基礎編】	9～12月 (期間内に2回実施)	各回 130～ 200	2.0	障害の種類や対応例に詳しい療育専門機関等の職員	講義	発達障害および自閉症についての理解 具体的な支援方法
			2.0		講義	
〈キャリアアップ講座〉 障害への理解【応用編】	9～2月 (期間内に3回実施)	各回 30～60	2.0	障害の種類や対応例に詳しい療育専門機関等の職員	講義・グループワーク	環境調整が必要な児童についての理解 具体的な支援方法 事業所における対応の事例検討
			2.0		講義・グループワーク	
			2.0		講義・グループワーク	
<b>4 事業所における安全・安心への対応</b>						
事業所の衛生管理	6～7月	各回 130～ 200	2.0	学齢期の児童の健康に関する専門家	講義	活動場所における感染症(新型コロナウイルス・ノロウイルス・インフルエンザ等)対策
	9～10月		2.0			
おやつ (栄養管理、衛生管理)	11～12月	130～ 200	2.0	おやつに詳しい栄養士または食品衛生管理の専門家	講義	学齢期の子どもの発育とおやつ おやつ調理時の衛生管理で注意する点 市販品を使ったおやつ提供について
アレルギーへの対応	6～7月	各回 130～ 200	2.0	みなと赤十字病院 アレルギーセンター医師	講義・ 実技	アレルギー全般についての基礎知識 アレルギー事故を防止するための対応方法 エビベンの使用方法
	9～10月		2.0			
事故・けがの予防と事後対応	6～7月	130～ 200	2.0	横浜市教育委員会指導主事で、健康教育や学校安全について知識を有する人材	講義	事業所における事故・けがの予防方法 事故発生時の応急対応等
心肺蘇生法	6～7月 (期間内に3回実施)	各回 20～40	2.0	日本赤十字社神奈川県支部の講師	実技	こどもの心肺蘇生法、AEDの使い方等
			2.0		実技	
			2.0		実技	
	9～10月 (期間内に2回実施)		2.0		実技	
			2.0		実技	
			2.0		実技	
応急処置法	6～7月 (期間内に3回実施)	2.0	日本赤十字社神奈川県支部の講師	実技	学齢期児童に多く見られる事故の特徴、 事故防止のポイント、手当の仕方等	
		2.0		実技		
		2.0		実技		
	9～10月 (期間内に2回実施)	2.0		実技		
2.0		実技				
防犯	9～10月	130～ 200	2.0	警察関係者または防犯に関する研修を実施している団体の職員	講義・ 実技	事業所内での子どもの安全対策 不審者侵入時の対応シミュレーション 防犯訓練の方法や実施内容
					講義・ 実技	
防災(風水害対策講話)	6～7月 (期間内に2回実施)	各回 50～60	2.0	横浜市民防災センターの講師	講義・ 体験	風水害発生時の基本的対応のシミュレーション・体験 災害時の行動・情報収集等の防災講話
			2.0			
防災(地震対策講話)	10～11月 (期間内に2回実施)	各回 50～60	2.0	横浜市民防災センターの講師	講義・ 体験	地震発生時の基本的対応のシミュレーション・体験 災害時の行動・情報収集等の防災講話
			2.0			

令和4年度放課後児童育成事業人材育成研修 講座一覧

講座名	時期(目安)	定員(人)	時間	講師の条件	形式	内容・備考
<b>5 事業所における保護者・学校・地域との連携・協力</b>						
保護者との関わり・連携	11～12月	30～60	2.0	保護者連携が活発な放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの職員等	講義・グループワーク	パートナーシップ構築のため保護者とコミュニケーションをとる際に大切にできる視点、心がけること 保護者と連携した児童育成の方法
【児童クラブ対象】 学校との関わり・連携	1～2月	30～60	2.0	放課後児童クラブとの連携が活発な小学校の校長、教諭等	講義・グループワーク	小学校の概要理解 放課後児童クラブと学校が連携する意義 学校とつながりを持ち、相互理解を深める手法
【キッズクラブ・はまっ子対象】 学校との関わり・連携	1～2月	30～60	2.0	学校との連携が活発な放課後キッズクラブのスタッフ・放課後児童クラブの職員等	講義・グループワーク	パートナーシップ構築のため、学校関係者とのコミュニケーションの際に大切にできる視点 学校と連携した活動の事例紹介
【キッズクラブ・はまっ子対象】 地域との関わり・連携	1～2月	30～60	2.0	地域連携に詳しい人材	講義・グループワーク	地域とつながる意義
<b>6 事業所の運営</b>						
職員のメンタルヘルス・セルフケア	9～10月	各回 60～ 100	2.0	メンタルヘルスケアの知識・経験を有する人材	講義・実技	ストレスの要因・対処方法 感情のコントロール方法 ポジティブシンキング
	1～2月		2.0			
事業所の人材育成・マネジメント	11～12月	130～200	2.0	職場における人材育成やマネジメントについて知識・経験を有する人材	講義	目標設定の意義 職場の環境づくり 職場のコミュニケーション 離職防止について
<b>7 事業所が求められる役割・機能</b>						
【キッズクラブ対象】 放課後キッズクラブ事業の基本 (新任常勤職員対象)	9～10月	30～60	4.0	放課後児童育成課職員及び放課後キッズクラブ主任(はまっ子ふれあいスクールのチーフも含め経験年数5年以上)	講義・グループワーク	放課後キッズクラブ事業の運営にあたっての基本事項、安全管理等 キッズクラブ主任との課題共有・事例検討
<b>運営主体向け講座(オンデマンド形式)</b>						
現場の人材育成(ハラスメント含む)	7月配信	—	1.0	職場における人材育成やマネジメントについて知識・経験を有する人材	講義	運営主体が行う現場の人材育成について
コンプライアンス研修	9月配信	—	1.0	民間事業者や保育園、放課後事業所等で職場におけるコンプライアンスの研修実績が豊富にある人材	講義	不正が起きるきっかけ・事例 現場にコンプライアンス意識を持ってもらうためにすること
防災	9月配信	—	1.0	横浜市民防災センターの講師または地域防災や危機管理を担当する市職員	講義	運営主体が行う防災対策について

## 委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- (内訳書及び工程表)
- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、

委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。
- (着手届出)
- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。
- (権利義務の譲渡等の制限)
- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したものと及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (著作権の譲渡等)
- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。
- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を含める（平成30年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も

同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないことを認めるときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。

11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に品物を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であつて、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。  
、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの 委託者が行う。

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の 委託者と受託者とが協議して行う。



履行の内容の変更を伴わないもの

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。

3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求する

ことができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別な事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

#### （臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
  - 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
  - 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないことと認めら

れる部分については、委託者がこれを負担する。

#### （一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

#### （第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。
- 3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

#### （契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

#### （中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、

委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項(同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を超過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法(昭63年法律第108号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾

を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。(前金払)

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数

量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の催告による解除権)

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないこと

が明らかであるとき。

- (3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
  - (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
  - (3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第3号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
  - (5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。
- 2 受託者が共同企業体の場合にあつては、前項の規定は

その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(委託者の任意解除権)

第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(受託者の催告による解除権)

第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から

前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。

当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の利息を付した額

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくははき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくははき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければ

ばならない。

5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。

8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき
- (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
- (3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に關する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、間（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。こ

の場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

(談合等不正行為に対する措置)

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規

定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第38条、第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

- 4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあつては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- 2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。



# 個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。



年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

## 研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。